

平成 30 年 9 月 28 日

## 療養費取扱い上の注意事項

公益社団法人日本鍼灸師会

健保委員会

平成 30 年 10 月 1 日より療養費の取扱いが大きく変わります、以下 10 月 1 日より開始される変更点と平成 31 年 1 月 1 日から開始される受領委任の取扱いのうち注意すべき点について改めてお知らせします。会員各位への周知方、宜しくお願い致します。

### ○平成 30 年 10 月 1 日より変更になる事項

#### (留意事項通知 0620 第 1 号)

##### 1. 新同意書の使用

- ① 表裏印刷（裏面に同意医師への同意に際しての注意が記載）されたものを使用してください。新しい同意書は、従来の同意書の内容を含んでいるので、9 月から使用することもできます。
- ② 同意書は確認のため写しを保管すること、その場合紙での出力が可能な電子的保管でも構いませんが、必要な時にすぐ出せるようにしておいて下さい。
- ③ 10 月 1 日より口頭同意、無診察同意は認められませんので、必ず保険医の診察を受けて同意書を貰ってください、その際保険医であれば標榜科は問いません（ただし、耳鼻科で腰痛症等、保険者の理解が得にくいケースでは照会が行く可能性もありますので、ご注意下さい）。
- ④ 9 月末までが支給期間で、9 月末までの再同意がならず、受診が遅れて再同意を 10 月に頂く場合は、新同意書で頂く必要があります。この場合、再同意の日が 15 日までですと 5 か月後の末日、16 日から月末ですと 6 か月後の末日までが支給期間です。

##### 2. 支給申請書の変更

従来の様式に施術報告書交付料が記載された支給申請書を使用下さい。  
※この様式は31年1月1日以降も受領委任以外の保険者には使用しません。

### 3. 施術報告書の交付

- ① 施術報告書は再同意に際して医師へ交付して下さい。
- ② 施術報告書は、再同意を依頼する場合に交付するので、支給可能期間最終月の最終の施術を行った日の状況を記載して下さい。状況によってはそれ以外の日付でも可能ですができる限り、新しい情報を記載下さい
- ③ 施術報告書の交付日は施術を行った日ではなく、実際に施術報告書を交付した日を記入ください。
- ④ 施術報告書交付料は10月1日以降で、支給期間の最後の月に再同意を依頼するに際し、施術報告書を交付することで算定できます。(9月末が支給期間の最後の月である場合で、遅れて10月に施術報告書を発行しても算定できません。)但し、新同意書を使って10月に再同意を受けた場合は5か月後の末日もしくは6か月後の末日の取扱いになります。
- ⑤ 施術報告書は原本を医師に交付、写しを支給申請書に添付して保険者に提出し、確認のため控えを自院に保管してください。

## ○平成31年1月1日以降変更になる事項

### (保発0612第2号)

#### 1. 受領委任申請書支給申請書の使用

- ① 様式は契約で決められています。はりきゅうの場合は、様式第6号の申請書を使用する必要があります。
- ② 平成30年10月1日より変更になる事項2①※の様に受領委任以外の保険者に使用する支給申請書と受領委任申請書が混在しますので、間違えないようにして下さい。

#### 2. 往療内訳書の添付

- ① 新たに受領委任契約により往療の場合、往療内訳書の添付が義務付けられました。※代理受領の保険者でも現在既に往療内訳書の添付を要

件に行っているところもありますので、書式を間違えないようにして下さい。

### 3. 施術録の記載等

- ① 受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して整理し、施術に関し必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載して下さい。
- ② 施術が完了した日から5年間保存して下さい。
- ③ 当該患者に係るすべての同意書等の写し（紙での出力が可能な電子的記録によるものを含む。）を上記の施術録の保存と合わせて施術が完了した日から5年間保存して下さい。

### 4. 領収証及び明細書の交付

- ① 一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付して下さい。
- ② 患者から求められたときは、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した様式第5号による一部負担金明細書（1日分）又は様式第5号の2による一部負担金明細書（1月分）を交付して下さい

### 5. 施術管理者は、毎月、支給申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで署名又は押印を求めて下さい。

- ① 毎月、支給申請書の写し（添付書類は除く。）
- ② 施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書（1月分）」

上記①又は②の何れかを患者又は家族に交付して下さい（既にすべての施術について明細書を交付している場合を除きます）。

### 6. 施術者の氏名の掲示

施術管理者は、施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する施術者の氏名及びはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の別を掲示する事となっています。

以上